

議案第 2 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 1 月 21 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成26年1月21日

条例第 2 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例（平成25年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第26条関係）

種 別	基本使用料 (1か月につき)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	7 m ³ 以下 1,500円	7 m ³ を超え50 m ³ 以下の分	150円
		50 m ³ を超え200 m ³ 以下の分	180円
		200 m ³ を超える分	210円
一時使用	1 m ³ につき	420円	

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成26年4月以降の月分の使用料の算定について適用し、同年3月までの月分の使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	1,500円	<u>11m³から50m³まで</u>	150円
		<u>51m³から200m³まで</u>	180円
		<u>201m³から</u>	210円
一時使用	1 m ³ につき	420円	
種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	7m ³ 以下 1,500円	<u>7m³を超え50m³以下の</u>	150円
		<u>分</u>	
		<u>50m³を超え200m³以下</u>	180円
		<u>の分</u>	
		<u>200m³を超える分</u>	210円
一時使用	1 m ³ につき	420円	

現 行	改 正
<p data-bbox="174 256 277 288"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="107 336 779 368"><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1227 256 1330 288"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1173 336 1361 368"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1137 392 1868 424"><u>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1173 448 1361 480"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1137 504 2159 647"><u>2 この条例による改正後の別表の規定は、平成26年4月以降の月分の使用料の算定について適用し、同年3月までの月分の使用料の算定については、なお従前の例による。</u></p>